

廃液処理設備の塗装工事中、有機溶剤中毒となり死亡。有機溶剤中毒防止のための必要な対策を講じなかった事業主が、安衛法違反で送検。

1 事案の概要

皮鞣し工場で、廃液処理設備である貯水槽の内部で塗装工事を行っていた作業員が有機溶剤中毒により死亡する災害が発生しました。

災害があったのは、〇〇にある皮鞣し工場の廃液処理設備。皮鞣しとは、動物などの皮の腐敗を防ぐためにタンニンやクロムなどの薬品で処理するもので、災害発生当日は、鞣しに使った薬品の廃液を処理する設備の塗装が行われていました。

廃液処理設備の設置は設備業者が請け負っており、それとは別に、塗装工事は個人事業主Yが請け負っていました。

被災したのは、Yに雇用された作業員X(30)で、塗装作業に関わる経験は5年ほどです。

災害は塗装工事初日に発生しました。

この工場には、皮を鞣すための槽が8つあり、今回の工事では、そのうちの1つを廃液処理設備にする予定でしたが、すでに設備の設置工事は終了しておりました。当日は、Xが単独で設備の塗装工事を行う予定になっており、塗装には、第2種有機溶剤であるトルエンなどを含む塗料が使われることになっておりました。

この設備は、長さが約10.5m、幅約2.4m、深さが約1.45mで、中央左側のところに仕切りが設けられており、塗装予定箇所は仕切りの右側部分(長さ約7.23m)で、塗装予定の箇所の上には開口部が3箇所あったが、うち2箇所の上には、雨漏りによる水などの侵入を防ぐため、ビニールシートがかけられていました。

当日現場に来ていたのはX1人でしたが、工事を請け負うに当たりYは事前に現場を訪れており、Xに「塗装を行う時は、換気装置や呼吸用保護具を使用するように」と指示していました。しかしXはこれらを現場に持ち込むことなく塗装作業を開始しました。

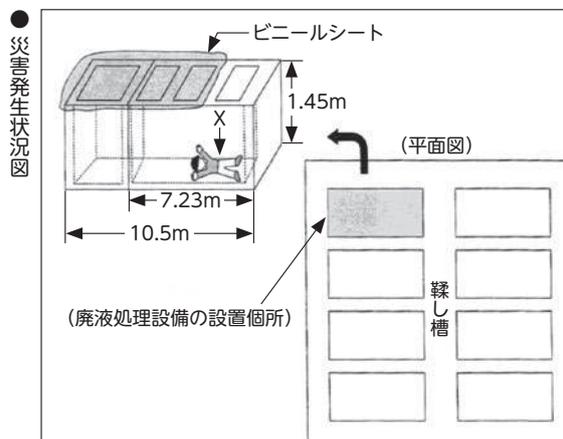
作業終了予定時間後、他の工事を請け負っていた作業員が、設備の付近を通りかかった時、設備の内部で倒れているXを発見しました。Xはすぐに病院に運ばれましたが、有機溶剤中毒により翌日死亡しました。

災害の原因は、(ビニールシートの使用などもあり)密閉状態であった設備内で有機溶剤を使用するにもかかわらず、換気装置や呼吸用保護具を使用しなかったことにあります。

Yは現場の状況を把握しており、有機溶剤中毒の危険性があることを認識していました。このためXに、換気装置や呼吸用保護具を使用するよう指示していましたが、Xはこれらを使うことなく作業に着手しました。

さらにXは、屋内作業場などにおける有機溶剤取扱い業務に必要な有機溶剤作業主任者の資格を持っておらず(Yは有資格者であった)、資格のないXに1人作業を行わせたことも災害発生の大きな原因と言えます。

以上から、有機溶剤中毒防止のための必要な対策を講じなかったとしてYが、安衛法14条、施行令6条22号、有機則19条2項などの違反の疑いで、書類送検されました。



2 個人事業主Yの法違反

《安衛法14条、施行令6条22号、有機則19条2項違反》

成立のポイント

- ① 事業者が
- ② 法定の除外事由がないのに
- ③ 屋内作業場等において、労働者に有機溶剤を取り扱う作業を行わせているにもかかわらず